

中小企業信用保険法第2条第5項第1号に基づく認定について

この認定は、経済産業大臣が指定する「再生手続開始申立等事業者」に対して、50万円以上の債権を有している、または、取引依存度が20%以上ある市内中小企業者について、大阪市長が認定を行うものです。

〔認定要件〕

指定期間
再生手続開始申立等事業者により異なります

次の①及び②・③のいずれかの要件を満たすこと

①大阪市内に主たる事業所（注1）を有すること

②経済産業大臣が指定する「再生手続開始申立等事業者」（注2）に対して50万円以上の債権を有していること

③または、経済産業大臣が指定する「再生手続開始申立等事業者」に対する取引依存度が20%以上あること

（注1）…法人の場合は、原則として履歴事項全部証明書上の本社所在地の市町村で認定を受けることになります。

（注2）…指定された再生手続開始申立等事業者リストは中小企業庁のホームページに掲載されています。

https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_1gou.html

〔認定申請時の提出書類〕

提出書類	備考
認定申請書	大阪産業創造館2階 大阪市ホームページからダウンロードすることもできます。 https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000002784.htm
認定の根拠となる債権額を確認できる書類	手形、売掛台帳等
認定の根拠となる取引依存度を確認できる書類	売上台帳等
大阪市内に主たる事業所を有することが確認できる書類	※申請時に他の提出書類（決算書、確定申告書、金融機関や公的機関からの通知等）で確認できる場合は不要
その他	実印

※直接取引を確認するために、必要に応じて裁判所からの通知書等を添付していただく場合があります。

〔ご注意〕

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・不備がなければ認定書は即日交付します。郵便等による後日交付はできません。
- ・本認定に関しては、それぞれの「再生手続申立等事業者」にそれぞれの指定期間が定められていますので、指定期間中に認定書を取得してください。
- ・認定を受けた日から30日以内に、信用保証協会に対して、保証の申込みを行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

〔お問い合わせ先〕

大阪市経済戦略局 産業振興部 企業支援課 （電話：06-6264-9844）

〒541-0053 大阪市中央区本町1丁目4番5号 大阪産業創造館2階